

広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則

平成21年6月29日

規則第3号

山形県後期高齢者医療広域連合規約第14条の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を次のように定める。

第1順位 副広域連合長 原 田 俊 二

第2順位 副広域連合長 中 川 勝

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年11月6日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月12日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月13日規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月8日規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。